

東京都北区工事成績評定実施要領

20 北 総 契 第 1223 号

平成 20 年 6 月 19 日総務部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、東京都北区工事成績評定要綱(平成 17 年 12 月 26 日区長決裁 17 北総契第 183 号。以下「要綱」という。)に基づく評定の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工事成績評定結果の報告)

第2条 要綱第13条に基づく評定結果の東京都北区入札等審査委員会(以下「委員会」という。)への報告は、工事完了日を基準とし、年間の対象案件を前期(1月から6月まで)と後期(7月から12月まで)に分け、それぞれの集計後、速やかに委員会を開催し、報告を行う。

(優良工事の決定)

第3条 優良工事とは、要綱に基づく評定結果が次のいずれかに該当するものについて、委員会の協議を経て、区長が認めたものとする。

- (1) 工事成績評定の総評定点が80点以上の工事
- (2) 工事成績評定の総評定点が75点以上で、かつ、評定項目中の「技術力の発揮」、「創意工夫と熱意」及び「社会的貢献」の加点評価が5点中3点以上である工事

(優良工事決定通知)

第4条 優良工事が決定したときは、優良工事受注者の決定通知書(別記第1号様式)により受注者宛に通知するとともに、要綱に基づく工事成績評定通知書(要綱別記第10号様式)も合わせて送付する。

(優良工事の受注者の優遇措置)

第5条 第3条(1)に規定する工事に該当する優良工事を行った受注者については、優良工事受注者優遇措置の意向について(別記第2号様式)により、次のいずれかの優遇措置を行うことができる。

- (1) 優良工事が決定した年度の翌年度の指名参加の優先権
 - (2) 優良工事が決定した年度の翌年度の格付けランク引上げ
- 2 第3条(2)に規定する工事に該当する優良工事を行った受注者については、優良工事受注者優遇措置の通知についてにより、前項(1)の優遇措置を行うことができる。(別記第3号様式)

(優良工事の公表)

第6条 第3条の規定に該当する工事は、工事件名及び受注者名を契約管財課のホームページに3箇月間公表する。

(公表の時期)

第7条 公表は、第2条に規定する委員会への報告後、速やかに行うものとする。

(優遇措置の失効)

第8条 第5条に規定する優遇措置が決定した受注者は、当該年度及び翌年度の期間中に他の工事で工事成績評定の総評定点が59点以下の場合、その時点で優遇措置は失効する。この旨の通知は、別記第4号様式によるものとする。

2 第5条に規定する優遇措置が決定した受注者は、当該年度及び翌年度の期間中に東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準(平成20年3月27日総務部長決裁19北総契第1874号、以下「指名停止基準」という。)に基づき、契約履行成績不良等があった場合以外で指名停止処分を受けた場合は、その時点で優遇措置は失効する。この旨の通知は、別記第4号様式によるものとする。

(成績評定の評価が低い工事の受注者への措置)

第9条 工事成績評定の総評定点が59点以下の場合、指名停止基準に基づき、当該工事の受注者に対し、次の各号に掲げる措置を基準とした措置を、委員会の協議を経て行う。

(1) 工事成績評定の総評定点49点以下の場合

.....6月の指名停止

(2) 工事成績評定の総評定点50～54点の場合

.....書面注意

(3) 工事成績評定の総評定点55～59点の場合

.....口頭注意

(4) 工事を粗雑にしたと認められる場合

.....6月の指名停止

(注意喚起を受けた工事の受注者への措置)

第10条 前条(2)及び(3)の措置を受けた場合は、東京都北区工事等指名業者選定基準(平成20年3月31日副区長決裁19北総契第1931号)第3条(3)①に基づき、1～6月の範囲内において指名をしないことができる。

2 前項の指名をしない期間については、委員会が定める。この旨の通知は、別記第5号様式によるものとする。

3 委員会は、第1項により決定した期間が終了した後においても、その後6月の範囲において指名における考慮を加えることができる。この旨の通知は、別記第5号様式によるものとする。

(注意喚起を受けた工事を繰り返している場合の措置)

第11条 第9条(2)及び(3)の措置を受けた者がそれ以降2年間に工事成績評定の総評定
点が50～59点の工事を行った場合は、6月の指名停止の措置を委員会の協議を経て行う。

付 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。ただし、工期が平成20年3月31日以前
であっても平成20年4月1日以降に完了検査を実施した工事には適用するものとする。

付 則(平成20年12月19日 20 総契第1736号総務部長決裁)

この要領は、平成20年12月19日から適用する。

付 則(平成21年2月5日 20 総契第1906号総務部長決裁)

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

付 則(平成21年10月22日 21 総契第1608号総務部長決裁)

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

付 則(平成25年3月25日 24 北総契第1865号総務部長決裁)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(令和2年1月22日 31 北総契第2123号総務部長決裁)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和3年9月3日 3 北総契第1643号総務部長決裁)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

付 則(令和6年3月29日 5北総契第2749号総務部長決裁)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別記

付属様式

優良工事受注者の決定通知書

別記第1号様式

優良工事受注者優遇措置の意向について

別記第2号様式

優良工事受注者優遇措置の通知について

別記第3号様式

優遇措置の失効について

別記第4号様式

注意喚起を受けた工事の受注者への措置について

別記第5号様式